

紀美野町第3回定例会会議録

平成23年9月16日（金曜日）

○議事日程（第3号）

平成23年9月16日（金）午前9時00分開議

- 第 1 議案第51号 紀美野町暴力団排除条例の制定について
- 第 2 議案第52号 紀美野町税条例等の一部を改正する条例について
- 第 3 議案第53号 紀美野町心身障害児在宅扶養手当支給条例の一部を改正する条例について
- 第 4 議案第54号 紀美野町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 5 議案第55号 紀美野町道路線の認定について
- 第 6 議案第56号 五色台広域施設組合理約の変更について
- 第 7 議案第57号 平成23年度紀美野町一般会計補正予算（第2号）について
- 第 8 議案第58号 平成23年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第 9 議案第59号 平成23年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第10 議案第60号 平成23年度紀美野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 第11 議案第61号 平成23年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第12 議案第62号 平成23年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第13 議案第63号 平成23年度紀美野町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第14 議案第64号 平成23年度紀美野町野上簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第15 議案第65号 平成23年度紀美野町美里簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について

- 第 16 議案第 66 号 平成 23 年度紀美野町一般会計補正予算（第 3 号）について
- 第 17 議案第 67 号 平成 23 年度紀美野町野上簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について
- 第 18 議案第 68 号 平成 23 年度紀美野町美里簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について
- 第 19 陳情第 2 号 町道安井福田線改良について（委員長報告）
- 第 20 議員の派遣について
- 第 21 閉会中の継続調査の申し出について（総務文教常任委員会）
- 第 22 閉会中の継続調査の申し出について（産業建設常任委員会）
- 第 23 閉会中の継続調査の申し出について（議会運営委員会）
- 第 24 閉会中の継続審査の申し出について（決算審査特別委員会）
-

○会議に付した事件

日程第 1 から日程第 24 まで

○議員定数 14 名

○出席議員

議席番号	氏 名
1 番	七良 裕 光 君
2 番	町 田 富枝子 君
3 番	田 代 哲 郎 君
4 番	小 椋 孝 一 君
5 番	北 道 勝 彦 君（午前 9 時 20 分出席）
6 番	向井中 洋 二 君
7 番	上 北 よしえ 君
8 番	伊 都 堅 仁 君
9 番	仲 尾 元 雄 君
10 番	松 尾 紘 紀 君
11 番	杉 野 米 三 君
12 番	美 野 勝 男 君

1 3 番 美 濃 良 和 君

1 4 番 加 納 国 孝 君

○欠席議員

な し

○説明のため出席したもの

職 名	氏 名
町 長	寺 本 光 嘉 君
副 町 長	小 川 裕 康 君
教 育 長	橋 戸 常 年 君
消 防 長	家 本 宏 君
総 務 課 長	井 上 章 君
企画管財課長	増 谷 守 哉 君
住 民 課 長	牛 居 秀 行 君
税 務 課 長	中 谷 嘉 夫 君
産 業 課 長	岩 田 貞 二 君
建 設 課 長	山 本 広 幸 君
会 計 管 理 者	平 松 泰 清 君
総務学事課長	中 尾 隆 司 君
教 育 次 長	
生涯学習課長	新 田 千 世 君
保健福祉課長	山 本 倉 造 君
水 道 課 長	南 秀 秋 君
地籍調査課長	温 井 秀 行 君
美里支所長	尾 花 延 弥 君
会 計 課 長	西 切 博 充 君
代表監査委員	向 江 信 夫 君

○欠席したもの

な し

○出席事務局職員

事 務 局 長 大 東 淳 悟 君
書 記 中 谷 典 代 君

開 議

○議長（加納国孝君） 北道議員から、少しおくれるとの連絡が入っていますので、報告します。

それでは本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

○議長（加納国孝君） 本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 議案第51号 紀美野町暴力団排除条例の制定について

○議長（加納国孝君） 日程第1、議案第51号、紀美野町暴力団排除条例の制定について、議題とします。

これから質疑を行います。

3番、田代哲郎君。

（3番 田代哲郎君 登壇）

○3番（田代哲郎君） 条例を制定するに伴い、担当職員というのを配置することになると思うんですけども、町民への周知とかキャンペーンというのは、どのように考えておられるのか、その1点だけお伺いします。

（3番 田代哲郎君 降壇）

○議長（加納国孝君） 総務課長、井上君。

（総務課長 井上 章君 登壇）

○総務課長（井上 章君） 田代議員の、町民へどう知らせていくかというようなことでございます。

暴力団のいろんな講習会というのですか、そういうことにつきましては、平成22年度で50回ほど開催もされております。暴力団追放県民大会等の開催も行われておるところでございます。そういう研修、あるいはまた、大会等への御参加をいただくとともに、暴力団の追放センター等々、関係機関とともに新聞、あるいはラジオ等でも広報もされておるんですが、町といたしましても広報、あるいはホームページ等、条例の施行にあたりまして、いろいろと町民の方々にPRをしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

（総務課長 井上 章君 降壇）

○議長（加納国孝君） ほかに質疑ございませんか。

13番、美濃良和君。

(13番 美濃良和君 登壇)

○13番(美濃良和君) この暴力ということについては、やはり我々は何としても排除していかなければならないと。これは大変な問題で、最近では、タレントの中にかかわった者があるということで、大きな批判を受けておりますけども、そのとおりであると思います。

ただ、田代議員も触れられましたけど、プライバシーの問題で、ここで暴力団ということに対する、だれだれが暴力団員であると、そういうことについて、どのように決めていくのかということと、ここにあるように5年ですか、やめたと、そういうことに対する今後の問題について、どうとりあっていくのか。

それから暴力団ということについては暴対法とかいろいろとあって、今までも暴力団ということを出すよりも、例えば右翼団体の名前を語ったりとか、そういうものもあるようなんですけども、その辺のところはどのように対応されていくのか。

それからここにある10条の暴力団の威力を利用することの禁止、また利益供与の禁止等について、こういうことについてはどのように考えておられるのか、その辺のところについてお伺いしたいと思います。

(13番 美濃良和君 降壇)

○議長(加納国孝君) 総務課長、井上君。

(総務課長 井上 章君 登壇)

○総務課長(井上 章君) 美濃議員のまず1点目、暴力団をどう判別するというのですか、そういうことで当然こういう事案がございますと、警察に問い合わせをいたしまして、暴力団であるのかないのかというようなことの確認をいたします。そういうことで警察に問い合わせるということで、御理解をいただきたいと思います。

5年経過してやめた人ということになっております。そういうことで、そういう問い合わせの中で、関係者であるのかないのかというのを、しっかりと線引きをしてまいりたいと思います。

右翼等々暴力団と同じような団体というようなこともございます。これも私たち行政としては警察にきちっと問い合わせ、暴力団であるのかないのかという判断をしてまいりたいと思います。

暴力団を利用することの禁止ということで、暴力団が生きるためにいろんなことで利

用する、町民がこぞってそういうことのないようにというための条例でございます。警察は取り締まりという形になりますし、町全体として、暴力団に利するようなことのないよう、また町民全体で取り組んでいくと、そのための条例ということでございます。

以上でございます。

(総務課長 井上 章君 降壇)

○議長（加納国孝君） 13番、美濃良和君。

○13番（美濃良和君） 一応申し上げておきますけども、暴力団と右翼、いろいろなことがあるんでしょうけれども、基本的には違う団体ですので、よく右翼団体の名前を語る暴力団というのがあるようなんですけれども、そのところもきちんと判別していかなければならんという意味で申し上げたので、その辺は了解しておいてほしいと思います。

何にしても、何らかの措置をとっていかなければならない問題であると思いますので、暴力団ということについては、本当に我々のわからないところで浸透してきている部分もあったりするなと思いますので、十分に対応をとってもらいたいと思います。

先ほどの規定の問題について、よろしいですね。

○議長（加納国孝君） 総務課長、井上君。

○総務課長（井上 章君） 先ほど申し上げました右翼団体ということで、いわゆる政治団体と暴力団体と、こういうことで私、右翼というのは暴力団のようなと発言申し上げましたけれども、これは訂正させていただいて、政治団体と暴力団と当然違います。ただ、右翼を語って暴力団がというようなことの御理解でお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（加納国孝君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） これで質疑を終わります。

これから議案第51号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） これで討論を終わります。

これから議案第５１号を採決します。

本案は原案どおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第５１号は原案のとおり可決されました。

◎日程第２ 議案第５２号 紀美野町税条例等の一部を改正する条例について

○議長（加納国孝君） 日程第２、議案第５２号、紀美野町税条例等の一部を改正する条例について、議題とします。

これから質疑を行います。

３番、田代哲郎君。

（３番 田代哲郎君 登壇）

○３番（田代哲郎君） この税条例改正案は、大体まとめると３つぐらいの要点になると思います。１つは寄付金についての税額控除と、控除を受けられる特定非営利活動法人の追加ということと、税額控除の下限額を５，０００円から２，０００円に引き下げるとのこと、あとはずっと不申告に関する過料の上限額の引き上げということになってまして、２６条、３６条、町民税の納税管理人にかかる不申告とか、町民税にかかる不申告、退職所得申告書の不提出に関する過料とか、固定資産税の納税管理にかかる不申告、固定資産にかかる不申告、軽自動車税にかかる不申告、あとは新しいものとして、たばこ税にかかる不申告、鉱山税にかかる不申告、これも新しいものなんですけど、鉱山税の納税管理にかかる不申告、特別土地保有税の納税管理にかかる不申告、特別土地保有税にかかる不申告ということで、いずれも過料が現在の３万円から１０万円に引き上げるということで、あとは特例の経過措置で、上場株式などの配当所得や譲渡所得に対する軽減税率の特例を２年間延長する等、個人に対して支払う上場株式の配当などにかかる配当割の軽減税率を２年間延長、それから源泉徴収選択の口座における株式などの譲渡所得の軽減率の２年間延長とか、非課税口座内の上場株式などの譲渡にかかる所得計算の特例を、施行日を平成２７年１月１日まで２年間延長するというので、おおむね株に関する軽減措置の延長ということになってます。

一番多いのが不申告に関する過料の引き上げですけど、現在、故意に申告しないケース、いわゆる脱税は実際にふえているのかどうか。その点について、伺いたいします。

（３番 田代哲郎君 降壇）

○議長（加納国孝君） 税務課長、中谷君。

（税務課長 中谷嘉夫君 登壇）

○税務課長（中谷嘉夫君） 田代議員の質疑にお答えいたします。

今言われましたように不申告に関する関係ですけれども、今現在のところ、ないように思われます。

以上でございます。

（税務課長 中谷嘉夫君 降壇）

○議長（加納国孝君） 3番、田代哲郎君。

○3番（田代哲郎君） いわゆるそういうことでの不申告という事例は今のところないと。ただ、地方税法が改正されたことに伴って、改正を行うということだと思うんですけれども、1つ気になるのは、罰則を引き上げることで不申告という脱税がなくなるのかどうかというようなことについては、非常に私は疑問に思うんですけれども。

それとこの際お聞きしますが、もしあった場合に、過料の額は情状により町長が定めると、こうなっているのですが、過料の額を決めるのに何らかの基準があると思うんですけど、その点はどうなのか、お伺いします。

○議長（加納国孝君） 税務課長、中谷君。

○税務課長（中谷嘉夫君） 今言われましたように、地方税法により改正ということになっております。また今言われましたように、過料の額については情状により町長が定めるということになっておりますが、今のところございませんので、今後、基準について検討していきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（加納国孝君） 3番、田代哲郎君。

○3番（田代哲郎君） もう1点、いわゆる指定する特定非営利活動法人の活動が町の福祉の増進に結びつくような特定非営利活動法人に寄附した場合は控除の対象になるという追加があるんですけど、その対象というのは、町内にある法人だけではないと思うんですけれども、具体的にはどんな活動法人が対象になると考えられるのか、その点が1つと、あと、株の譲渡益とかに関する延長があるわけで、具体的にそんなに株式の譲渡益についての延長をする必要があるのかと、この点についても疑問を持つわけなんですけど、こういう点について、町内で恩恵を受けるような事例というのは、どの程度という特定はできないと思うんですけど、かなりあるのかどうか。その点についてもお伺いします。

○議長（加納国孝君） 税務課長、中谷君。

○税務課長（中谷嘉夫君） 非営利団体ですけども、法人の関係ですけども、町内にあるのは紀美野町の定住を支援する会と生石山の大草原保存会がございます。ただ、今のところはこれには該当しておりません。今回該当するのが国土庁長官の認定の231法人ということになっております。

株式等への控除対象になっている方があるかということですけども、今のところ、申告をしていない限りつかめないというような段階でございますので、御理解を賜りたいと思います。

○議長（加納国孝君） ほかに質疑ございませんか。

13番、美濃良和君。

（13番 美濃良和君 登壇）

○13番（美濃良和君） 少しお伺いしたいと思います。

対照表をいただいた19ページ、これの説明をお願いしたいのですが、先ほどの田代議員の質疑にもかかわるかわかりませんが、19ページの下の18から21略と書いて22とありますよね。ここの中で、平成21年1月1日から平成23年12月31日までの間の条例についてということで、これが2年間変わったということとともに、その下のほうにある条約適用配当等にかかる同等の規定の適用については、同項中100分の5とあるのを100分の3と、100分の3とあるのを100分の1.8とする、このところがどういう意味であるのかを御説明願いたいと思います。

先ほどの田代議員もお伺いしておりましたけど、罰則、ペナルティの3万円から10万円に引き上げることにについて、適用される者がいないということなんですけども、基本的なところをお伺いしたいと思うんですけども、10万円に上がればそういうことはなくなるというふうな考えなのか、基本的に税のペナルティというのは、罰則金を取るというのではなくて間違いを正すと、これが基本であると思うんですね。そのところがどうであるのか、基本的なこのことについての部分をお伺いしておきたいと思います。

株式の関係と罰則に関するところでのことについて、お伺いします。

よろしくお願いします。

（13番 美濃良和君 降壇）

○議長（加納国孝君） 税務課長、中谷君。

（税務課長 中谷嘉夫君 登壇）

○税務課長（中谷嘉夫君） 美濃議員の質疑にお答えいたします。

まず最初に対照表の１９ページの２２項の件でございますけども、２２項につきましては、平成２１年１月１日から平成２３年１２月までの間の源泉徴収選択口座における株式譲渡所得割の３％軽減利率の特例を２年延長するということでございます。

過料の３万円から１０万円にということで、過料を上げれば、そういった不申告がなくなるのかということでございますが、これにつきましては、平成２２年度の改正における国税の見直しにより、内容等を踏まえて、罰則の見直しが行われたものでございます。以上でございます。

（税務課長 中谷嘉夫君 降壇）

○議長（加納国孝君） １３番、美濃良和君。

○１３番（美濃良和君） そうすると、２２項の税の率ですか、このところの変更はなくて、平成２３年までだったのが平成２５年までというふうになる部分だけということでしょうか。

もう１点、取るだけではなくて、１つは今回は寄付金控除が下がって今大変困っている方々が多いから、皆さん募金活動をしてもらいたいということであるんかと思っておりますけども、少なからず紀美野町の方々も、平成２３年に寄附をされておりますけども、その方々がそれを適用されるのかどうか、その辺はどうなんですか。お伺いしたいと思います。

○議長（加納国孝君） 税務課長、中谷君。

○税務課長（中谷嘉夫君） 今言われました寄付金ですけども、平成２３年１月１日から今年いっぱいということの中での適用になるということになります。ただ、なるかならないかについては、領収書等が必要になりますので、それを用意しておいていただかなければならないと思います。税率については、その間同じ２年間延長ということになっております。

以上でございます。

○議長（加納国孝君） １３番、美濃良和君。

○１３番（美濃良和君） １つはそんなことで、株に関して、税率は変わらないけれども、問題は、税のかからない口座の適用が２年間延びたと、そういうふうなことでよろしいのですか。その確認です。

もう１つは、募金活動をしてまいりまして、少なからず町民の方々が募金されてお

ます。ところがあちこちのスーパーで、またはコンビニで、または町の中でもいろんな形で募金されておりますけども、先ほど課長の言ったように、領収書がなければ寄付金控除に当たらないと。これだけではちょっと一方的だと思うんですね。町としても寄付をしてくれた方々に対して、サービスということで、この方は募金されたということについての証明をしていかなければならんのではないかというふうに思いますが、その辺についてはどのように適用されるのですか。税の改正とともに、2,000円以上ということになってくると、相当多くの方々がされているはずなんですけれども、その辺のところも含めての考え方とか、お伺いしたいと思います。

○議長（加納国孝君） 税務課長、中谷君。

○税務課長（中谷嘉夫君） まず最初に、非課税口座内の上場株式等の譲渡にかかる所得税計算等の期日の延長ということで、非課税口座内の上場株式等の譲渡にかかる町民税の所得税計算の特例については施行日を2年延長するというので、平成27年1月1日からとすることになっております。

寄付金控除ですけども、ただ募金をするということでは、寄付金控除の対象にはなりません。また、ならないので、また今後そういった周知については広報等に掲載したいと考えておりますので、御理解賜りたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（加納国孝君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） これで質疑を終わります。

これから議案第52号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

13番、美濃良和君。

（13番 美濃良和君 登壇）

○13番（美濃良和君） 反対討論を行いたいと思います。

今だんだんと財政が厳しくなってくる、また、決算書を見ても、税というのは厳しくなっている状況にありまして、町当局としては、それに対して一生懸命に徴収率を上げたり、そういう面で努力されていると思います。

ただ、私が申し上げたいのは、先ほどから質疑等に出てまいりました罰則規定の3万円から10万円の引き上げなんですね。これは国が変えるから町がそれに伴って変えるということでございますけれども、基本的には国が悪いのであるというふうに思います。

しかし国が悪いのにしても、町がそういうふうには条例を改定すれば、それに伴って関係される方が困ると。基本的に税の問題について、これは罰則ではなくて、その方に対する指導が基本でなければならんというふうに思います。そういう点で、すぐに罰則金を上げていくということについては、私はなじまないというふうに思います。

また、今、東北の震災に続いて、和歌山県内でも、まさかのあのような大水害が起きました。大変大きな災害が起こって、私たち町民も、何とかあの方々に対して救援のためにボランティア、あるいはお金も送っていきたいというふうに考えていると思います。

そういう点で、せっかく寄付金控除が5,000円から2,000円に引き下がるということでございますので、それが適用できるように、1日も早い周知をしていただいて、もう募金活動も始まっていくと思いますけれども、そのような方々が適用できるように、その辺のところの配慮も含めて、これはお願いというとおかしいのですが、早くすることを求めたいと思います。

そういうことで罰則金が3万円から10万円に引き上げられると、こういうことの条例について、ここの部分について私は反対したいと思います。

(13番 美濃良和君 降壇)

○議長（加納国孝君） 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（加納国孝君） ほかに反対討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（加納国孝君） 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（加納国孝君） これで討論を終わります。

これから議案第52号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第52号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立多数)

○議長（加納国孝君） 起立多数です。

したがって議案第52号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第53号 紀美野町心身障害児在宅扶養手当支給条例の一部を改正する

条例について

○議長（加納国孝君） 日程第3、議案第53号、紀美野町心身障害児在宅扶養手当支給条例の一部を改正する条例について、議題とします。

これから質疑を行います。

3番、田代哲郎君。

（3番 田代哲郎君 登壇）

○3番（田代哲郎君） まず第1点は、いわゆる精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている精神障害児とは、町内にはどの程度、おおまかな数字で結構です、あるのか。できればどんな障害によるものかも、わかっていればお願いしたいんですが、わからなければ結構です。

それから第2点、いわゆる看護を監視の監護に変えるということで、その文言にしなければならない理由ということの説明をお願いいたします。

前にもこの文言が出てきたときに、ここでお話ししたと思うんですが、監護という言葉は、戦前の精神病患者監護法という法律によって、その法律に基づいて、たくさんの精神障害者を座敷牢に閉じ込めたという歴史があります。座敷牢といっても、本当は馬小屋みたいなところとか、家の外に掘っ建て小屋のようなものをつくって閉じ込めるとかいう、そういう歴史がありまして、その時に東大の有名な精神科の教授で呉秀三という人がその実態を調査して、「我が国の十何万人のこの病にかかりたる人々は、実にこの病にかかりたるのほかに、実にこの国に生まれたるの不幸を重ねる者というべし」という有名な言葉があります。そういう歴史もありますので、どうしても監護という文言を使わなければならないのかという、その点についての考え方をお伺いしたいと思います。

以上です。

（3番 田代哲郎君 降壇）

○議長（加納国孝君） 保健福祉課長、山本君。

（保健福祉課長 山本倉造君 登壇）

○保健福祉課長（山本倉造君） 田代議員の精神障害者福祉手帳の所有者ということでございます。この条例の改正によりまして、1人の方が該当します。

精神手帳を受けられる傷病名でございますが、この方ということではないのですが、精神疾患ということで、統合失調症、躁うつ病、非定型精神病てんかん、中毒精神病、気質精神病、その他の精神疾患と規定されています。

監護の言葉、漢字を変えるということなのですが、今ある看護は、けが人や病人の手当ての世話をするという、ごくごく限定的なことになってまして、漢字が間違っていて使われているのではないかと思います。改めました監護につきましては、言葉の意味で申しますと、監督し、保護することとなっています。子ども手当や特別児童扶養手当等、その他の法律でも使われている言葉でございます。現在はそのように使われていますので、町の条例におきましても、同様の扱いで規定させていただきました。

以上です。

(保健福祉課長 山本倉造君 降壇)

○議長(加納国孝君) ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加納国孝君) これで質疑を終わります。

これから議案第53号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(加納国孝君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加納国孝君) これで討論を終わります。

これから議案第53号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加納国孝君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第54号 紀美野町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長(加納国孝君) 日程第4、議案第54号、紀美野町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、議題とします。

これから質疑を行います。

13番、美濃良和君。

(13番 美濃良和君 登壇)

○13番(美濃良和君) 1点だけお伺いしたいと思います。

別表の改正対照表ですか、このところで一番上にある上水道の1日最大給水量が2,000から1,890に変わったと。文化的に進んでいけばいくほど、水の使用量が多くなっていくというのが普通かと思いますが、ここで110立方の減少は何を意味するのか、お伺いしておきたいと思います。

(13番 美濃良和君 降壇)

○議長(加納国孝君) 水道課長、南君。

(水道課長 南 秀秋君 登壇)

○水道課長(南 秀秋君) 美濃議員の質疑にお答えさせていただきます。

まず、今回の条例の一部改正をお願いすることとなりました経緯につきましては、町内各所に設けられております上水道1件、簡易水道6件の水道施設について精査を行っていましたところ、認可書と照らし合わせまして、語記とか語句が不統一でありましたので、おわびを申し上げますとともに、それを修正させていただくものでございます。

今御指摘のありました上水道の1日最大給水量、認可書と明らかに違っておりましたので、その分について訂正をさせていただくものでございます。その点御理解、よろしくお願いいたします。

(水道課長 南 秀秋君 降壇)

○議長(加納国孝君) ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加納国孝君) これで質疑を終わります。

これから議案第54号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(加納国孝君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加納国孝君) これで討論を終わります。

これから議案第54号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加納国孝君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

◎日程第５ 議案第５５号 紀美野町道路線の認定について

○議長（加納国孝君） 日程第５、議案第５５号、紀美野町道路線の認定について、議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） これで質疑を終わります。

これから議案第５５号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） これで討論を終わります。

これから議案第５５号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第５５号は原案のとおり可決されました。

◎日程第６ 議案第５６号 五色台広域施設組合規約の変更について

○議長（加納国孝君） 日程第６、議案第５６号、五色台広域施設組合規約の変更について、議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） これで質疑を終わります。

これから議案第５６号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） これで討論を終わります。

これから議案第５６号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加納国孝君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第57号 平成23年度紀美野町一般会計補正予算(第2号)について

○議長(加納国孝君) 日程第7、議案第57号、平成23年度紀美野町一般会計補正予算(第2号)について、議題とします。

これから質疑を行います。

3番、田代哲郎君。

(3番 田代哲郎君 登壇)

○3番(田代哲郎君) まず57ページ、歳入のほうで、県支出金の中の県補助金で2目、民生費県補助金、4節、児童福祉費補助金に、地域子育て創生事業費補助金、227万6,000円が計上されています。この補助金の用途について、説明をお願いします。

次の58ページ、財産収入、財産売払収入、2目、不動産売払収入ということで、251万6,000円が計上されています。場所がどこで、どの程度の広さなのか、お伺いします。

次に歳出ですけども60ページ、総務費で総務管理費、12目、防災諸費、11節の需用費で食糧費、58万3,000円が計上されてます。飲料水ということで、たしか説明があったというふうに記憶してますが、もう少し詳しく説明をお願いします。

次に61ページの3款、民生費、1項、社会福祉費、3目、老人福祉費、13節、委託料で情報配信メールシステム設定委託料、68万3,000円が計上されてます。地域支え合い連携体制構築事業費補助金ということで、その補助金による事業だということですけど、この事業について、少し詳しく説明をいただければありがたいと思いますので、よろしくお願いします。

64ページ、7款、土木費です。道路橋りょう費、道路橋りょう新設改良費で、15節、工事請負費です。町道平中通り2号線改良工事、1,500万円の減額補正です。当初予算は3,000万5,000円なんですが、2分の1、大幅な減額をする補正の経緯についての説明をお願いします。

67ページ、諸支出金ですけど、財政調整積立金、2億8,100万円の積み立てで

すが、これを積み立てた段階での基金残高がどの程度なのか。

以上お願いします。

(3番 田代哲郎君 降壇)

○議長(加納国孝君) 生涯学習課長、新田君。

(生涯学習課長 新田千世君 登壇)

○生涯学習課長(新田千世君) 田代議員の57ページ、県支出金、県補助金、民生費補助金の児童福祉費補助金、227万6,000円の用途について申し上げます。

これは地域子育て創生事業といたしまして、補助金事業でございます。内容におきましては、地域における子育て力を育み、コミュニティの活性化を図るため、きめ細やかな子育て支援活動を促進するための支援でございます。これに伴います歳出になりますが、教育費の社会教育費にございます生涯学習振興費の中の8節、講師等の謝金、それから18節、備品購入費、これはカラーリングとカプラを購入する予定になってございます。

次のページの社会教育費の3、公民館費、18節、37万円、これはおむつ交換ベッドの設置費用でございます。

9の文化センター管理運営費、17万3,000円、これもおむつ交換ベッドの費用として補助して設置するものでございます。

以上でございます。

(生涯学習課長 新田千世君 降壇)

○議長(加納国孝君) 企画管財課長、増谷君。

(企画管財課長 増谷守哉君 登壇)

○企画管財課長(増谷守哉君) それでは田代議員の58ページ、御覧ください。

16款、財産収入、土地売却代金、251万6,000円の土地の場所と広さということでございます。番地につきましては神野市場字大野188番地の4になってございます。具体的には下神野小学校の正門より南西約100メートルの土地でございまして、町道の法面下の町有地の普通財産の土地でございます。地目につきましては山林となっております。面積は662平米ということでございます。

答弁とさせていただきます。

(企画管財課長 増谷守哉君 降壇)

○議長(加納国孝君) 総務課長、井上君。

(総務課長 井上 章君 登壇)

○総務課長(井上 章君) 田代議員の防災諸費の食糧費の内容でございます。備蓄ということで、食糧が1,500食、250円ですが、それと飲料水は24本の60ケース、3,000円の単価プラス消費税と、こういうことでございます。

財政調整基金の補正後の残額ですが、11億4,775万5,000円となります。

以上でございます。

(総務課長 井上 章君 降壇)

○議長(加納国孝君) 保健福祉課長、山本君。

(保健福祉課長 山本倉造君 登壇)

○保健福祉課長(山本倉造君) 61ページの老人福祉費の中の委託料、情報配信メールシステムに関しての質疑にお答えいたします。

昨年度より取り組んでおります認知症対策の事業の一環といたしまして、徘徊SOSネットワークというのをつくっていく事業を行っています。

その中で協力機関として、いろいろな介護関係の福祉事業所とか農協とか、その他、いろんな機関に依頼しまして、認知症の方が徘徊をして行方不明になった場合に、保健福祉課から、それぞれの協力機関なり協力員のほうに連絡をいたしまして、こういう服装の方が、いつ、どこで行方不明になっている、搜索というほどではないのですが、業務の途中でそういう人が発見されたり何かしたら連絡していただけるようなシステムを構築していくという事業を行っています。その中で身元がはっきりしない方については、やすらぎ園で一時預かっていただくとか、そういうことも行っています。

その中で行方不明になった方の情報を提供する方法といたしまして、事業所等へはファックスとかで送ることは可能なんです、個別に協力員になっていただいた場合、なかなか情報というのをお伝えしにくいということがあります。それで今は携帯電話を皆さんお持ちなので、携帯電話のメールを利用して、うちのほうから今言った特徴等を送らせてもらうということを行っていくための予算でございます。

以上です。

(保健福祉課長 山本倉造君 降壇)

○議長(加納国孝君) 建設課長、山本君。

(建設課長 山本広幸君 登壇)

○建設課長(山本広幸君) 私のほうから64ページの土木費の道路橋梁新設改良

費の中の15節、工事請負費の平中通り2号線の1,500万円の減額についてでございます。

本年度で現在、平中2号線も工事を実施しておりますが、今現在、山側の切り取りを行い、それに法面の崩壊がしないような大型ブロック積みを実施しております。その予算につきましては、当初、3,500万円を予定をしていたのでございますが、実施に当たり、設計を組んだところ、約2,000万円ぐらいとなりましたので、残りの残金ではほかの箇所を実施すれば工事の進捗につながりますが、現在、用地買収は建築等の補償も完了してない部分もございまして、その残りの残金で事業ができないと判断しましたので、同じ事業を行っている谷線の改良工事のほうに予算を変更したというような状況でございます。

以上でございます。

(建設課長 山本広幸君 降壇)

○議長(加納国孝君) 3番、田代哲郎君。

○3番(田代哲郎君) 認知症徘徊SOSネットワークについてですけども、いろんな事業所に協力機関となってもらおうということで、そういうところへ連絡、ファックス等を送っていただいて、そこで仕事をしている時に、こういう人が行方不明になっているから気をつけておいてよということですけども、その対象に例えばいわゆる公的な町の機関、役場であるとか、例えば議会であるとか、そういうところも名乗り出れば協力機関として登録できるのかどうかという点が1点と、そういうのはできるだけ多いほうが目が多くなるので、できると思うんですが。

個人の携帯にメールを配信するということを言われていますが、登録するのにはどういう手続きを経たらいいのか、みんなに広く呼びかけて、個人個人で、そしたら僕も登録しますのでお願いしますということになるのか、その辺のことについて、説明をお願いします。

○議長(加納国孝君) 保健福祉課長、山本君。

○保健福祉課長(山本倉造君) 機関としては、いろんな会社にも今後お願いしてまいりたいと思います。個人につきましては、協力を申し出ただけであれば、なってもらう予定にしています。役場の職員は日中、町内を車で走る機会も多いので、役場の職員にはもちろん、なっていただくことにしています。

メール配信の手続きなんですけど、空メールを送って登録という方法が、手続きとして

はできるんですけども、今言われましたとおり、個人情報の取り扱い等もございまして、申し込みをしていただいてということになるのかなというふうには考えています。

以上です。

○議長（加納国孝君） ほかに質疑ございませんか。

1 番、七良浴光君。

（1 番 七良浴 光君 登壇）

○1 番（七良浴 光君） 5 7 ページ、歳入の 1 4 款、国庫支出金、2 目、民生費
国庫補助金の老人福祉費補助金、3 3 5 万 2, 0 0 0 円の認知症施策総合推進事業費補助金の事業の内訳をお伺いしたいと思います。

歳出の 6 5 ページ、9 款、教育費、1 目、学校管理費、2 目、教育振興費、それぞれ
1 8 節の備品購入費の 3 1 万 9, 0 0 0 円と 6 6 万 5, 0 0 0 円の内訳、それから同じく
6 5 ページ、9 款、教育費の 1 目、学校管理費の 1 6 節、原材料費の内容、2 目の教育
振興費の 6 5 万 4, 0 0 0 円の施設用備品の内容について、お伺いしたいと思います。

よろしくお願いします。

（1 番 七良浴 光君 降壇）

○議長（加納国孝君） 保健福祉課長、山本君。

（保健福祉課長 山本倉造君 登壇）

○保健福祉課長（山本倉造君） 七良浴議員の最初の質疑であります国庫支出金、
国庫補助金、老人福祉費補助金の中の認知症施策総合推進事業補助金の事業内容でござ
います。

この補助金は、去年からやりました県の補助金から乗りかえたものでございまして、
傾聴ボランティアの養成とか、ケアマネージャー、ホームヘルパー等への認知症の研修、
一般向け講演会、コーディネーターの養成、認知症ガイドブックの作成、介護家族の支
援、その他、キャッチフレーズとかシンボルマークの公募とか、そういう事業を予定し
ています。

以上です。

（保健福祉課長 山本倉造君 降壇）

○議長（加納国孝君） 総務学事課長、中尾君。

（総務学事課長 中尾隆司君 登壇）

○総務学事課長（中尾隆司君） 七良浴議員の質疑にお答えしたいと思います。

65ページの9款、教育費、2項、小学校費、1目、学校管理費、18節、備品購入費の31万9,000円の内容でございます。

これにつきましては、下神野小学校の給食室のシンクを追加する部分と、小川小学校の電話機の交換、21万円等でございます。

2目、教育振興費の備品購入費、66万5,000円につきましては、図書備品でございまして、小川小学校の机、いす、野上小学校の図書について、購入費を計上したものでございます。

3項、中学校費、1目、学校管理費、16節、原材料費につきましては、野上中学校のグラウンドでございます。そこの南側というんですか、グラウンドが低くなって水がたまりやすいという部分がございますので、そこへ土を入れたいということで計上させていただいております。

2目、教育振興費の備品購入費では、これも施設備品ということで、図書備品でございます。野上中学校へテーブル、いす、また美里中学校へ書架を整備したいための予算措置でございます。

以上でございます。

(総務学事課長 中尾隆司君 降壇)

○議長（加納国孝君） 1番、七良裕光君。

○1番（七良裕光君） ちょっと私、聞き漏らしたのかもわかりませんが、老人福祉費補助金の事業を聞かせていただきました。その中で、この老人福祉費の中で今回の補正には上がっておらないのですが、当初予算のほうで事業費としてどの程度上げているのか、また今後、そういう施策総合推進事業として新たに課目設定を考えているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（加納国孝君） 保健福祉課長、山本君。

○保健福祉課長（山本倉造君） 当初で370万円程度の予算を置いてます。多少の事業の増加減少がございまして、徘徊SOSのほうは、当初減額した県の補助金のほうへ置いていたんですが、県の民生費委託金のほうへ置いていた部分を地域支え合い連携体制構築事業というふうなほうに回りましたので、一致はしてございませんが、ほとんどの事業は県の委託事業のほうから国の補助金のほうで行うことになってます。

以上です。

○議長（加納国孝君） ほかに質疑ございませんか。

13番、美濃良和君。

(13番 美濃良和君 登壇)

○13番(美濃良和君) 1点は57ページの歳入の部分の分担金ですね。農林水産業費分担金の14万7,000円、またその下の3番目の災害復旧費分担金の17万4,000円、それぞれ15%、10%ということになっていてございますけれども、実際に農業というところに関係するところ、だんだん所得も減ってきていると。また、担う人たちも減ってきているというふうなことの中で、分担金について、関係者の方々はどのようなふうにおっしゃっておられるのか。十分にいけるというふうになっているのか、お伺いしておきたいと思います。

61ページ、先ほどから質疑に出ております社会福祉費の老人福祉費ですね。61ページの真ん中なんですけど、そこの委託料の情報配信メールシステムですね。これは町のほうから、だれかが徘徊の状況になっているということで知らせるということでございますけれども、以前から質問が何人かの方々からも出てるとも思いますけれども、徘徊されている方を察知するためのシステムですね、こういうふうに知らせるためのシステム、皆さん方に注意をお願いするというシステムがあるならば、徘徊する人を探知する、そういうシステムがあると思うんですね。そのことについて以前からお伺いしておりますけれども、どうなっているのか、お聞きしておきたいと思います。

64ページ、1番下の消防費の中の非常備消防費ですね、1,335万8,000円、これは町長、初日のあいさつの中であった、消防団の方々に対するものであると思うんですけども、どれぐらいのものであるのか、お伺いしておきたいと思います。

以上、お願いします。

(13番 美濃良和君 降壇)

○議長(加納国孝君) 建設課長、山本君。

(建設課長 山本広幸君 登壇)

○建設課長(山本広幸君) 美濃議員の57ページ、歳入で、農林水産業費分担金について、お答えします。

小規模土地改良分担金、先ほど議員が言われたように、15%の負担金となっております。その下の農地災害につきましても、10%の負担金となっております。これにつきましては、地元の水利組合、それから農地につきましては地元の耕作者の方から要望をされます。その事業につきましては、十分私どもも説明をさせていただき、地元負

担金についても十分理解を得られるように説明をしております。その後において了解を得た中で、予算を上げさせていただいておりますので、地元としてはそれを理解していただいていると思っております。

以上でございます。

(建設課長 山本広幸君 降壇)

○議長(加納国孝君) 保健福祉課長、山本君。

(保健福祉課長 山本倉造君 登壇)

○保健福祉課長(山本倉造君) 美濃議員の徘徊の探知システムはどうかという御質疑でございますが、これは2年ほど前に制度化いたしまして、徘徊をされるような方につきまして、GPSを利用したシステムの初期費用を補助するという規定はできています。今のところ、それ以上には進んでないのですが、多分以前も申し上げましたとおり、機械等新たなものが出ましたら、それに対応できるようなものにしていきたいと考えております。

(保健福祉課長 山本倉造君 降壇)

○議長(加納国孝君) 消防長、家本君。

(消防長 家本 宏君 登壇)

○消防長(家本 宏君) それでは美濃議員の3点目の質疑にお答えをさせていただきます。

今回の補正の要求に関しましては、御承知のように、先般発生いたしました東日本大震災によりまして、消防団員の死者・行方不明者、251名、これは8月3日現在の数値でございますが、その多くの方が公務中であつたということから、当該団員さんが属する市町村で公務災害補償を行う必要ができたということでございます。そのために消防団員等公務災害補償等責任共済に関する法律施行令が改正されまして、平成23年度に限って、団員1人当たりの掛金額が、1,900円から2万4,700円に引き上げられたことに伴いまして、その差額引き上げ額、2万2,800円×消防団員の人数分ということで、今回こちらのほうで補正を要求させていただいたものでございます。

以上でございます。

(消防長 家本 宏君 降壇)

○議長(加納国孝君) ほかに質疑ございませんか。

13番、美濃良和君。

○13番（美濃良和君） 今の消防に関する答弁で、平成23年度1年のみというふうな答弁であったように思うんですね。平成23年度単年度だけということですか。今後それはどうなっていくのか、その辺のところをお伺いしたいと思います。

徘徊探知については利用者がいないというふうなことやったんですか。もう一度お願いします。

○議長（加納国孝君） 消防長、家本君。

○消防長（家本 宏君） 美濃議員の再質疑にお答えさせていただきます。

今回の法律改正に関しましては、平成23年度に限りということでございます。今後のことに関しましては、今現時点では何とも申し上げられませんが、今回の法律改正に関しては、平成23年度限りということでございます。

以上で承知いただきたいと思います。

○議長（加納国孝君） 保健福祉課長、山本君。

○保健福祉課長（山本倉造君） 徘徊の探知サービスの利用者はということでございます。ただいまのところ、利用者はございません。

以上です。

○議長（加納国孝君） 13番、美濃良和君。

○13番（美濃良和君） 1点、徘徊探知のほうなんですけども、利用者がいないということであるんですけども、電波等の関係ですね、今、FOMAのアンテナがあちこちに立ってきたり、ソフトバンクもあちこち立ってきてるわけでございます。auもこの間、よくなっているわけですが、言われている探知機というのは、どの電波で、全域をフォローできているのかどうか、その辺はどうであるのか。利用できない方があるからということではないわけですか。その辺、機械について十分であるのか、お伺いしておきたいと思います。

消防のほうなんですけど、今後についてはまだわからんということなんですけども、1年だけというのも非常におかしな話で、今後ますます我々南海・東南海、あるいは東海と、そういうふうなことで、大きな地震が、この地域では起こる可能性があるわけでございますけれども、今後についての対応を、町としてどのように対応していかれようとするのか、その辺もお伺いしておきたいと思います。

○議長（加納国孝君） 保健福祉課長、山本君。

○保健福祉課長（山本倉造君） 今の自主要綱では、業者とかを規定しているわけ

ではございませんので、利用できる機械等につきましては、初期費用の7,000円を限度としてでございますけども、補助の対象としていることになっています。いろいろな業者が、いろいろな機械を日に日に開発していると思いますので、それらを利用していただければと思っています。

以上です。

○議長（加納国孝君） 消防長、家本君。

○消防長（家本 宏君） 美濃議員の再度の質疑にお答えをさせていただきます。

今後起こり得る災害に対しての町の対応ということでございますが、消防団員の公務災害補償云々に関しましては、消防組織法の中で明記されておることございまして、今回は突発的に発生した災害に対する措置という格好で、一応このような法律改正がされたものでございます。そういったことからしますと、今後も同様の措置がなされるものと、これはあくまでも想像ですが思われますし、また、こういった特別的な支出に関しては、特別交付税措置によって、個々の市町村にまた措置されるといったようなことも通知されておりますので、そういったあたりで御了解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（加納国孝君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） これで質疑を終わります。

これから議案第57号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） これで討論を終わります。

これから議案第57号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

再開は10時40分から。

休 憩

(午前10時25分)

再 開

○議長（加納国孝君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

(午前10時42分)

◎日程第 8 議案第58号 平成23年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算
(第1号) について

◎日程第 9 議案第59号 平成23年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計補
正予算(第1号) について

◎日程第10 議案第60号 平成23年度紀美野町後期高齢者医療特別会計補正予算
(第1号) について

○議長（加納国孝君） 日程第8、議案第58号、平成23年度紀美野町国民健康
保険事業特別会計補正予算(第1号) について、日程第9、議案第59号、平成23年
度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第1号) について及び日程第1
0、議案第60号、平成23年度紀美野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
について、一括議題とします。

これから質疑を行います。

3番、田代哲郎君。

(3番 田代哲郎君 登壇)

○3番（田代哲郎君） 議案第58号、平成23年度紀美野町国民健康保険事業特
別会計補正予算(第1号) についてのみ、1点だけお伺いします。

75ページの9款、諸支出金、3項、基金費です。財政調整基金費で財政調整基金積
立金、1,669万3,000円が計上されています。積み立てた後の基金残高はどの程
度になるのか、お伺いします。

(3番 田代哲郎君 降壇)

○議長（加納国孝君） 住民課長、牛居君。

(住民課長 牛居秀行君 登壇)

○住民課長（牛居秀行君） 田代議員の質疑にお答えいたします。

議案書 75 ページ、9 款、諸支出金、3 項、基金費でございます。1 目、財政調整基金でございます。

現在、財政調整基金につきましては 1,148 万円ございまして、今回の補正で 1,669 万 3,000 円補正をお願いしております。これによりまして、この 9 月議会通過後の残額につきましては、2,817 万 3,000 円となるものでございます。

以上、簡単でございますが、答弁とさせていただきます。

(住民課長 牛居秀行君 降壇)

○議長（加納国孝君） ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（加納国孝君） これで質疑を終わります。

これから議案第 58 号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長（加納国孝君） 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（加納国孝君） これで討論を終わります。

これから議案第 58 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（加納国孝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 58 号は原案のとおり可決されました。

これから議案第 59 号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長（加納国孝君） 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（加納国孝君） これで討論を終わります。

これから議案第 59 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（加納国孝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

これから議案第60号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） これで討論を終わります。

これから議案第60号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第61号 平成23年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（加納国孝君） 日程第11、議案第61号、平成23年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について、議題とします。

これから質疑を行います。

3番、田代哲郎君。

（3番 田代哲郎君 登壇）

○3番（田代哲郎君） 97ページ、歳入の部の繰越金です。1目、1項、7款、繰越金、1項、繰越金、1目、繰越金で、繰越金として2,461万6,000円の計上です。平成21年度から平成22年度への繰越しが2,956万4,000円なんですけど、比べると繰越しが500万円ほど減っているという状況です。

そこで今年度の3月までの決算書ですけど、4月から現在までの介護保険給付の傾向というんですか、推移状況について、どんな傾向にあるのか、その辺のことをお伺いします。

（3番 田代哲郎君 降壇）

○議長（加納国孝君） 保健福祉課長、山本君。

（保健福祉課長 山本倉造君 登壇）

○保健福祉課長（山本倉造君） ただいまの田代議員の質疑にお答えします。

本年度になってからの介護保険の給付費の推移でございます。4月審査分から8月審査分の5カ月分についてでございますが、給付費総額で申しますと、2.8%の増となっております。介護サービス等諸費だけで申しますと3.4%の増、内訳で言いますと、居宅介護が7.3%で、居宅介護が伸びています。施設介護につきましても2.5%伸びています。去年の増加が、年間で平成21年に比べまして2.4%の増ということで、今年は2.8%、増加傾向にあると思います。

以上です。

（保健福祉課長 山本倉造君 降壇）

○議長（加納国孝君） 3番、田代哲郎君。

○3番（田代哲郎君） 答弁によると、サービス給付費で、施設介護よりも居宅介護のほうが大幅に伸びています。施設はキャパシティがいっぱいの状態なのでということですけど、居宅介護の伸びというのは、7.3%というのはかなりの伸びですけど、どういうふうに考えたらいいか、その辺のことをお伺いします。

○議長（加納国孝君） 保健福祉課長、山本君。

○保健福祉課長（山本倉造君） 居宅の伸びについて、詳細な分析等は行っておりませんが、単純に言ったら利用者がふえているということになるんですけども、だんだんと利用がしやすくなっているというところもあるのではないかと。施設が満杯になって、居宅へ回っているという傾向もあるかも知れませんが、より使いやすくなっている、一たん居宅が減って施設がふえている傾向にありましたが、また居宅がふえていくという傾向があればいいかなと思っています。

○議長（加納国孝君） 3番、田代哲郎君。

○3番（田代哲郎君） 金額的に言えば、今ここで急に答えを求めるのはあれかもしれないですけど、短期入所の状況というのは、費用的に言えば、短期入所のほうが居宅介護では一番単価的に高いので、その辺のことはどうなのか。わかっているだけで結構です。

○議長（加納国孝君） 保健福祉課長、山本君。

○保健福祉課長（山本倉造君） 過去20年ぐらいまではショートステイというのは結構大きくて、県下平均に比べましてもショートが多くて、訪問介護等は紀美野町としては低いというふうになってました。最新の数字はちょっと確認してないのですが、

傾向としては、そういう傾向は今でもあるのかなという気はしますが、そういうところ
です。

○議長（加納国孝君） ほかに質疑ございませんか。

13番、美濃良和君。

（13番 美濃良和君 登壇）

○13番（美濃良和君） 繰越金が2,461万6,000円ということでござい
ますけれども、保険料がどれだけ収入されているのかということになってくるわけでござ
います。保険料についての状況をお聞きしたいと思います。

（13番 美濃良和君 降壇）

○議長（加納国孝君） しばらく休憩します。

休 憩

（午前10時56分）

再 開

○議長（加納国孝君） 再開します。

（午前11時04分）

○議長（加納国孝君） 税務課長、中谷君。

（税務課長 中谷嘉夫君 登壇）

○税務課長（中谷嘉夫君） 美濃議員の質疑ですけれども、収入額ですけれども、今現
在、6,839万9,800円が入っております。まず第1期目ということで、普通徴収
が7月となっておりますので、今のところ、こういった金額になってます。いつもどお
り順調に入っていると思っております。

以上でございます。

（税務課長 中谷嘉夫君 降壇）

○議長（加納国孝君） 13番、美濃良和君。

○13番（美濃良和君） この介護保険、基本的には年金やら口座のほうから引き
落としというふうな形で歳入している部分でありますけれども、中には徴収等にも行っ
ているかと思えます。保険料が滞っていった場合にどうなっていくのか。不納欠損とい
う形になっていくのは、どういうふうな状況の中で不納欠損となるのか。何年とか、そ
の辺の見きわめとか、その辺はどうであるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（加納国孝君） 税務課長、中谷君。

○税務課長（中谷嘉夫君） 2年滞納されますと、給付制限がかかるようになっております。不納欠損は、2年間の滞納があれば、それで不納欠損となります。

○議長（加納国孝君） 13番、美濃良和君。

○13番（美濃良和君） 普通5年というのが不納欠損ですね。基準が、税なんかでは。介護保険については2年というのは、何かがあってですか。できるだけもらっていくということが基本ではないかと思いますが、その辺について、もう一度伺いしておきたいと思います。

○議長（加納国孝君） 税務課長、中谷君。

○税務課長（中谷嘉夫君） 税につきましては5年ということになっております。保険料につきましては2年ということになっております。

○議長（加納国孝君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） これで質疑を終わります。

これから議案第61号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） これで討論を終わります。

これから議案第61号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第62号 平成23年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（加納国孝君） 日程第12、議案第62号、平成23年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計補正予算（第1号）について、議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君）　これで質疑を終わります。

これから議案第６２号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君）　賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君）　これで討論を終わります。

これから議案第６２号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加納国孝君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第６２号は原案のとおり可決されました。

◎日程第１３　議案第６３号　平成２３年度紀美野町農業集落排水事業特別会計補正予算
（第１号）について

○議長（加納国孝君）　日程第１３、議案第６３号、平成２３年度紀美野町農業集
落排水事業特別会計補正予算（第１号）について、議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君）　これで質疑を終わります。

これから議案第６３号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君）　賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君）　これで討論を終わります。

これから議案第６３号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加納国孝君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第64号 平成23年度紀美野町野上簡易水道事業特別会計補正予算
(第2号)について

◎日程第15 議案第65号 平成23年度紀美野町美里簡易水道事業特別会計補正予算
(第2号)について

○議長(加納国孝君) 日程第14、議案第64号、平成23年度紀美野町野上簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)について及び日程第15、議案第65号、平成23年度紀美野町美里簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)について、一括議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(加納国孝君) これで質疑を終わります。

これから議案第64号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(加納国孝君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加納国孝君) これで討論を終わります。

これから議案第64号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加納国孝君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

これから議案第65号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(加納国孝君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加納国孝君) これで討論を終わります。

これから議案第65号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加納国孝君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第66号 平成23年度紀美野町一般会計補正予算(第3号)について

○議長(加納国孝君) 日程第16、議案第66号、平成23年度紀美野町一般会計補正予算(第3号)について、議題とします。

これから質疑を行います。

3番、田代哲郎君。

(3番 田代哲郎君 登壇)

○3番(田代哲郎君) 議案書の7ページ、一般会計補正予算(第3号)の歳出、3款の民生費、3項、災害救助費、1目、災害救助費です。19節、負担金、補助及び交付金、し尿くみ取り等補助金10万円の計上です。さらに21節、貸付金、災害援護資金貸付金、450万円の計上です。この2つの予算について、少し詳しい説明をお願いいたします。

(3番 田代哲郎君 降壇)

○議長(加納国孝君) 住民課長、牛居君。

(住民課長 牛居秀行君 登壇)

○住民課長(牛居秀行君) 田代議員の質疑にお答えをいたします。

私のほうからは7ページ、3款、民生費、3項、災害救助費、1目、災害救助費の中の19節の10万円、し尿くみ取り料等補助金について、詳しい説明をしろということでございます。

今回この金額を計上させていただきましたのは、趣旨といたしましては、地域住民の生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、町内に居住する者のし尿の便槽または浄化槽が雨水や河川の氾濫等の災害により浸水した場合に限りまして、その被災世帯に対して補助金を交付するものでございます。

補助金の交付対象者につきましては、災害発生時におきまして町内に居住し、住民基本台帳法、または外国人登録法によりまず記録及び登録されている者でございまして、し尿便槽・浄化槽が河川の氾濫や雨水等の災害により浸水し、罹災証明書の交付を受け

た者いたします。ただし、町長が認める者につきましては、この限りでないものとしたしております。

補助金の額といたしましては、5,000円を限度といたしまして、1世帯当たりには交付するというものになってございます。

以上、簡単でございますけれども、答弁とさせていただきます。

(住民課長 牛居秀行君 降壇)

○議長（加納国孝君） 保健福祉課長、山本君。

(保健福祉課長 山本倉造君 登壇)

○保健福祉課長（山本倉造君） 7ページの災害援護資金貸付金についての質疑でございます。

災害援護資金と申しますのは、国の災害弔慰金の支給等に関する法律に基づきまして、紀美野町災害弔慰金の支給に関する条例を定めてございます。その中に弔慰金、障害見舞金等が規定されています。今回の台風12号に関する予算補正でございますが、亡くなられた方とか、けがされた方とかいうのはございませんので、災害援護資金貸付金を予算化しています。

災害援護資金貸付金と申しますのは、自然災害によって被害を受けた世帯の世帯主に対して、生活の立て直しに資するために貸付金を行う制度でございます。対象となる災害は、県内で災害救助法の適用市町村が1以上ある自然災害となっております。支給対象者は、災害により被害を受けた世帯の世帯主で、世帯主が重症を負った場合とか、住居が流失、滅失、全壊・半壊した場合とか、家財の3分の1以上が被害にあった場合とかになってございます。

今回の紀美野町の被害状況を見ますと、半壊とか全壊等は見当たらないと思いますので、3分の1以上の家財を損失した場合というのに該当する場合がありますので、限度額が1件当たり150万円を限度としています。それで3件分ということで、450万円を予算化してございます。貸付を受けるために所得制限等がございますので、個別にお話をお伺いして、手続きを進めていくことになると思います。

以上です。

(保健福祉課長 山本倉造君 降壇)

○議長（加納国孝君） ほかに質疑ございませんか。

4番、小椋孝一君。

(4 番 小椋孝一君 登壇)

○4 番 (小椋孝一君) 7 ページの先ほどの山本課長のほうから説明をしていただきました、田代議員も聞かれていますけども、私のほうから補足でお伺いしたいと思います。

被害の援護資金の貸付、先ほど 150 万円×3 件分ということであるんですけども、広報とかそういうところで、こういう貸付制度をやっていますよというのは、どういう形ですか、その 1 点だけ。

(4 番 小椋孝一君 降壇)

○議長 (加納国孝君) 保健福祉課長、山本君。

(保健福祉課長 山本倉造君 登壇)

○保健福祉課長 (山本倉造君) ただいまの小椋議員の周知の件だと思います。この間、いろんなうちからのサービスを一覧表にしまして、各家庭のほうに配付、もしくは郵送を総務課のほうでさせていただいております。

以上です。

(保健福祉課長 山本倉造君 降壇)

○議長 (加納国孝君) ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (加納国孝君) これで質疑を終わります。

これから議案第 66 号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長 (加納国孝君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (加納国孝君) これで討論を終わります。

これから議案第 66 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (加納国孝君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 66 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 17 議案第 67 号 平成 23 年度紀美野町野上簡易水道事業特別会計補正予算

(第3号)について

◎日程第18 議案第68号 平成23年度紀美野町美里簡易水道事業特別会計補正予算
(第3号)について

○議長(加納国孝君) 日程第17、議案第67号、平成23年度紀美野町野上簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)について及び日程第18、議案第68号、平成23年度紀美野町美里簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)について、一括議題とします。

これから質疑を行います。

3番、田代哲郎君。

(3番 田代哲郎君 登壇)

○3番(田代哲郎君) 1点だけお願いします。これはどちらも設備の修繕に伴う修繕料の補正なんです、災害の規模が、ほかの市町村ほどのことはなかったとはいえ、あれだけの増水で断水を免れたという、それがどういう条件で断水せずに済んだのか、そのあたりのことだけ、これからの参考のためにお伺いします。

以上です。

(3番 田代哲郎君 降壇)

○議長(加納国孝君) 水道課長、南君。

(水道課長 南 秀秋君 登壇)

○水道課長(南 秀秋君) それでは田代議員の質疑にお答えさせていただきます。

まず、この間の提案説明でも少し御報告させていただきましたが、紀美野町の水道の中で一番ひどい状況になりましたのが、河南簡易水道でございます。ここは場内が冠水しました。

夜中の2時でしたが、全員招集ということで、土嚢積みに職員全員で当たりました。そしてまたポンプとか、そういったものへ水が入らないようにということを行いましたので、冠水はしましたが、被害は最小限で済みました。

それと、ろ過池等の目詰まりがありましたが、上水道のほうから水を少し回させていただきました。そしてそれで断水は回避させていただきました。

ほかのところも職員の素早い対応によりまして、故障箇所の早期発見ということで、日曜日のお昼には、大体の損傷箇所を把握しておりました。

それから業者に対しての手配をかけたとか、まず自分たちでできるもの、そして業

者発注をしなければいけないものという仕分けを行いました。そしてそれぞれが分担し、1つのところに集中するのではなく、各施設それぞれに対応を行ったため、断水が回避できたものと思っております。

説明足らずで申しわけございませんが、以上のようなことで対応をさせていただきました。

よろしくお願いいたします。

(水道課長 南 秀秋君 降壇)

○議長（加納国孝君） ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（加納国孝君） これで質疑を終わります。

これから議案第67号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長（加納国孝君） 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（加納国孝君） これで討論を終わります。

これから議案第67号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（加納国孝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

これから議案第68号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長（加納国孝君） 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（加納国孝君） これで討論を終わります。

これから議案第68号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（加納国孝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

◎日程第19 陳情第2号 町道安井福田線改良について

○議長（加納国孝君） 日程第19、陳情第2号、町道安井福田線改良について、議題とします。

陳情について、委員長の審査経過、結果報告をお願いします。

産業建設常任委員長、松尾紘紀君。

（産業建設常任委員長 松尾紘紀君 登壇）

○産業建設常任委員長（松尾紘紀君） それでは産業建設常任委員会委員長報告を行います。

付託を受けております陳情第2号、町道安井福田線改良について、9月9日、産業建設常任委員会を開催し、慎重に審査を行いました。その審査結果を御報告いたします。

まず、委員会において建設課長から現在の状況説明を受け、その後、陳情箇所の現場を確認しました。

この道路は安井地区に進入する重要な道路であります。幅員は3.5メートルで、大型消防車や救急車の通行には大変危険な状態であります。加えて途中で前川橋があり、これは橋長10.5メートル、幅員3メートルと狭く、なお前後の取付道路との法線が極端に曲がっており、一層通行に支障を来している状況でした。

また、この道路はこの地区にとって重要な位置づけの道路であります。現在は行き止まりの道路となっております。このままでは災害時等に、この地域が孤立してしまう可能性があります。全体的な整備は時間と多額の予算措置が必要と思われませんが、少しでも早期に改良改善が必要であります。

通行の安全確保のため、部分的な橋梁の改良、歩道の設置、道路に車両の対向場所を確保するなど、通行車両や歩行者の安全確保が必要である状況でありましたので、陳情第2号は採択すべきとの結論に達しました。

以上で産業建設常任委員会の報告を終わります。

（産業建設常任委員長 松尾紘紀君 降壇）

○議長（加納国孝君） 委員長の報告が終わりましたので、質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） これで討論を終わります。

これから陳情第2号を採決します。

陳情第2号に対する委員長報告は採択です。

委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第2号は委員長報告のとおり採択と決定しました。

◎日程第20 議員の派遣について

○議長（加納国孝君） 日程第20、議員派遣の件について、議題とします。

お諮りします。

本件については、会議規則第121条の規定に基づき、お手元に配付のとおり派遣することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） 異議なしと認めます。

したがって議員派遣については、原案のとおり派遣することに決定しました。

◎日程第21 閉会中の継続調査の申し出について（総務文教常任委員会）

◎日程第22 閉会中の継続調査の申し出について（産業建設常任委員会）

◎日程第23 閉会中の継続調査の申し出について（議会運営委員会）

○議長（加納国孝君） 日程第21、日程第22及び日程第23、委員会の閉会中の継続調査の申し出について、一括議題とします。

初めに総務文教常任委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付いたしましたとおり、特定事件の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） 異議なしと認めます。

したがって委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

次に総務文教常任委員長から、所管事務のうち、会議規則第73条、第74条及び第75条の規定によって、お手元に配付いたしましたとおり、所管事務調査について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） 異議なしと認めます。

したがって委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

次に産業建設常任委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付いたしましたとおり、特定事件の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） 異議なしと認めます。

したがって委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

次に産業建設常任委員長から、所管事務のうち、会議規則第73条、第74条及び第75条の規定によって、お手元に配付いたしましたとおり、所管事務調査について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） 異議なしと認めます。

したがって委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

次に議会運営委員長から、次期定例会（定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等の議会運営に関するすべての事項について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しましたとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） 異議なしと認めます。

したがって委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎日程第２４ 閉会中の継続審査の申し出について（決算審査特別委員会）

○議長（加納国孝君） 日程第２４、委員会の継続審査の件を議題とします。

平成２２年度紀美野町決算審査特別委員長から、目下委員会において審査中の議案第４０号から議案第５０号までの１１件については、会議規則第７５条の規定によって、お手元に配りました申し出のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

お諮りします。

本定例会に付された事件はすべて終了しました。

したがって会議規則第７条の規定によって、本日で閉会したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加納国孝君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

閉 会

○議長（加納国孝君） これで、本日の会議を閉じます。

平成２３年第３回紀美野町議会定例会を閉会します。

（午前１１時３７分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成23年9月16日

議 長 美 野 勝 男

議 員 北 道 勝 彦

議 員 向井中 洋 二